

# マイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まります

マイナンバーは、住民票のある全てのの方に1人1つの番号を付し、社会保障や税、災害対策において効率的に情報を管理して、各機関にある情報が同一の方のものであることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは行政を効率化して国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤で次のような効果があります。

○行政機関において情報の照合や入力などにかかる時間が削減されるなど、手続きが正確でスムーズになります。

○添付書類の削減などが可能となり窓口での手続きが簡素化して負担が軽減します。

○行政サービスの受給状況が把握しやすくなることで、適正な負担と給付が確実に受けられるようになり、本来に困っている人がきめ細かな支援を受けられるようになります。

■番号はいつ、どのように通知されますか？

今年10月5日以降に、住民票を有する方に12桁のマイナンバーが「通知カード」によって通知されます。マイナンバーは一生使うものです。不正に使われるおそれがある場合を除いては変更されませんので大切にしてください。

■マイナンバーはどのような場面で使用するのですか？

社会保障や税、災害対策の手続きにおいて今後はマイナンバーが順次必要となっていく予定です。例えば次のような場面で利用することになります。

○年金を受給しようとするときに年金事務所へ提示

○健康保険を受給しようとするときに健康保険組合へ提示

○毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市へ提示

○確定申告をするときに税務署へ提示

○税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関へ提示

■マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？

マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したりすると処罰の対象になります。

■個人情報が一元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか？

個人情報漏えいやなりすましなどへの懸念の声に対して、マイナンバーを安心・安全にご利用いただくための対策をしています。

制度面では、法律に規定があるものの以外のマイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止しています。また、マイナンバーが適切に扱われているか第三者機関が監視・監督し、さらに、法律に違反した場合の罰則が重くなっています。

システム面では、情報は一元管理をせず、従来どおり各機関で分散して管理します。また、行政機関の間でもマイナンバーは直接使わず暗号化して通信を行います。

また、自分の個人情報をご自身でも確認していただける手段として、平成29年1月からマイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）を稼働する予定です。

■個人番号カードは何に使えるのですか？

個人番号カードは申請することによって、平成28年1月以降に交付される予定です。本人確認のための身分証明書として利用できるとともに、各地方公共団体が条例で定めるサービスにも使用できるほか、各種電子申請を行うことができます。

なおICチップにはプライバシー性の高い個人情報は記録されないため、個人番号カードから全ての個人情報がかかってしまうことはありません。

■法人番号とは何ですか？

法人にも13桁の法人番号が指定され、広く公開されます。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

※マイナンバーについてのさらに詳しい情報は、左記コールセンターやホームページで確認できます

マイナンバーのコールセンター

0570・20・0178

(外国語)0570・20・0261

内閣官房のホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/mynumber/info/index.htm>